

環循適発第 2305011 号  
環循規発第 2305015 号  
環循施発第 2305011 号  
令和 5 年 5 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

### 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民生活を維持し社会経済を支えるために必要不可欠な廃棄物処理に係る業務の継続と感染症対策の両立について、関係の皆様に日々御尽力いただきてきたことに改めて感謝申し上げる。

さて、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）や業種別ガイドラインに沿って対応いただいてきたところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対処方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、本年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることとなった。

これを受け、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の取扱い等について整理したので、貴職におかれでは下記の事項について御了知の上で、貴管内市町村、廃棄物処理業者及び排出事業者に周知いただき、円滑な廃棄物処理の実施に遺漏なきようお願い申し上げる。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1 各種ガイドラインの取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることに合わせて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなる旨が別添のとおり示された。

このため、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更される本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくこととなる。

また、これを受け、環境省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて策定した「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」については、本年5月8日以降、政府として一律に実践を求めるものではなくなるものの、これらガイドラインの内容は廃棄物処理に関する各主体が感染症対策に取り組む上で有用であると考えられることから、今後も引き続き御活用いただきたい。特に、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず、災害への平時の備えとしても重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。

なお、別添「（3）位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応」にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後においても、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対策を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行う可能性があるとされているので、御承知おきいただきたい。

### 第2 通知及び事務連絡の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに合わせて、廃棄物処理施設の点検及び機能検査の頻度についての特例やポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出について整理した以下の通知は廃止する。

- ・廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について  
(通知) (令和2年4月10日付け環循適発第2004102号・環循規発第2004101号  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応について（通知）（令和2年4月28日付け環循施発第2004282号環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）

新型コロナウイルス感染症に関するその他の通知及び事務連絡については、5類感染症への変更を受け、日常における基本的な感染対策については主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることを踏まえて適用されたい。また、廃棄物処理事業継続計画の策定等による事業継続のための取組については、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関わらず重要であることから、引き続き必要な取組を実施されたい。あわせて、電子メール等を利用した書類の提出の活用を始めとする書類の提出等に関する柔軟な対応等についても引き続き推進されたい。

### 第3 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第7条の8第1項第7号及び同条第3項においては、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の上限を拡大する旨規定しているが、当該条項は新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管の場合に限って適用されるものであるところ、5類感染症は同号の新型インフルエンザ等に含まれない。

したがって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることにより、廃掃法施行規則第7条の8第1項第7号及び同条第3項の適用がなくなることに留意されたい。

事務連絡  
令和5年3月31日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
業種別ガイドラインの廃止  
及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る観点から、業界ごとに適切な感染防止策を取りまとめ、適宜見直されており、政府としても、基本的対処方針に基づき、事業者及び業界団体による業種別ガイドラインの実践等を促進してきたところです。

基本的対処方針においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、同方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、政府は、事業者等の自主的な感染対策の取組に対し、情報提供等の支援を行うこととしています。

これらを踏まえ、業種別ガイドライン廃止に際しての留意事項や位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方等を下記の通り取りまとめましたので、関係府省庁においては、所管団体に対し取組の参考としていただけるよう情報提供するとともに、所管団体からの求めに応じた助言等の対応をお願いします。

（1）業種別ガイドラインの廃止に際しての留意事項

- ①業種別ガイドラインの廃止後においても、各業界等において新型コロナウイルス感染症対策として自主的な取組を検討する場合には、必要に応じ、（2）に示す「位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方」を参考として下さい。
- ②これまで業種別ガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症対策として活用してきた備品等<sup>※1</sup>及び職場での取組<sup>※2</sup>の取扱いについては、感染対策や業務効率化等の観点から、利用者・従業員の意向等も踏まえ、各事業者又は業界ごとに適宜判断いただいて差し支えありません。

※1 【備品等の例】検温器、パーテイション、二酸化炭素濃度測定器

⇒これらの取扱いとしては、引き続き感染対策として活用・保管することや、感染対策上不要となったものにつき、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）すること等が考えられます。

また、補助金等により取得した（または効用の増加した）財産を処分する場合には、交付行政庁が定める一定の要件（補助対象財産の取得価格が単価50万円未満 等）を満たす必要があるため、その取扱いについては交付要綱等をご確認いただき、必要に応じ交付行政庁にお問い合わせ下さい。

※2 【職場での取組の例】テレワーク、時差出勤、テレビ会議

③ 関係府省庁においては、①②を含めた位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症対策の取組に関する所管団体からの問合せ・相談等に対し、助言・回答等の対応をお願いします。その際、不明点があれば、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室にご連絡ください。

<参考>内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ（事業者向けに業種別ガイドライン等に関する情報を集約）

位置づけ変更後の事業者の取組に役立つ情報等についても順次掲載予定。



URL : <https://corona.go.jp/guideline/>

## (2) 位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方

政府は、現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、基本的対処方針において、「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策の実施を個人や事業者に求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、感染対策は、政府として一律に求める事はなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供することとなります。業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げません。

このため、政府としては、位置づけ変更後の個人や事業者の自主的な感染対策の取組を支援するため、基本的な感染対策の考え方として、別添「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日）の通り示しています。

## 【概要】

### ①基本的な感染対策の考え方

#### ○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨<sup>※3</sup>。

※3 「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日）を参照。

#### ○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。

#### ○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。

### ②基本的な感染対策の実施に当たっての考え方

感染対策の見直しに当たっては、以下のように、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮。

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策<sup>※4</sup>の有効性  
※4 飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策
- ・実施の手間、コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複、代替可能性 など

### (3) 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応

位置づけ変更後にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対応を講じることとし、新たな変異株を感染症法上の「指定感染症」などに位置付けたうえで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づく要請を行う可能性があります。

以上

事務連絡  
令和5年3月31日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
基本的な感染対策の考え方について  
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応してきたところです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

この情報提供の一環として、本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、これまでの厚生科学審議会感染症部会の取りまとめや厚生労働省アドバイザリー・ボードにおける議論も踏まえ、別紙のとおりお示します。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、お示した考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定することあることを申し添えます。

(参考 1) 基本的感染対策に関する現行の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）P22(4)  
感染防止策

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)

- ・業種別ガイドラインの見直しのためのポイント（第7版：令和5年3月13日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

[https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline\\_review\\_20230313.pdf?20230315](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_review_20230313.pdf?20230315)

(参考 2) 基本的感染対策に関する専門家の意見等

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（第70回（令和5年1月27日）厚生科学審議会感染症部会）P6(4) 基本的な感染対策（マスク、換気、手洗い等）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001045762.pdf>

- ・これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第三報）－“新たな健康習慣”についての見解－（第118回（令和5年3月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード提出資料）※感染防止の5つの基本

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069238.pdf>

- ・これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第四報）～室内での感染対策におけるパーティションの効果と限界～（第119回（令和5年3月23日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001076994.pdf>

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス  
感染症対策推進本部 戰略班

variants@mhlw.go.jp

03(3595)3489

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的感染対策の考え方について

## 1. 現状

- 基本的感染対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の中で、「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施を、これまで個人や事業者に求めてきている。
- また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的対処方針等も踏まえ、これまで個人に対する対策の見直しや、各業界において、業種別ガイドラインの策定・見直しがなされている。
- 業種別ガイドラインについては、合理的な内容に見直せるよう、内閣官房より、見直しのためのポイントを各業界に対して提示・周知している状況。  
これに基づき、現在は、各業界において、入場時の検温やパーテイションの設置等の対応を行っている。

(参考) 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント ※直近は、第7版（令和5年3月13日）

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

【ポイントの記載（一例）】

- ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める【共用部の消毒】
- ・ハンドドライヤーは、使用できる【共有部のトイレ】
- ・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う（使い捨て手袋の着用は求めない）【ビュッフェスタイルでの飲食物提供時】

## 2. 今後の方針

- 今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は5月8日から、
  - ・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
  - ・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に大きく変わる。
- 基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、以下の観点を踏まえた対応に転換する。
  - ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
  - ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。  
政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

### <基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）>

	現在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの</li></ul>
政府の対応と根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・（基本的対処方針は廃止）</li><li>・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供</li></ul>
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者による業種別ガイドラインの作成</li><li>・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない</li><li>・事業者の判断、自主的な取組</li></ul>

### 3. 実施に当たっての考え方①

- 基本的感染対策について、今後は、政府として一律に対応を求めるることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

#### (1) 基本的感染対策の見直し

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなど、以下の内容を示していく。その際には、専門家の提言（厚生労働省アドバイザリーボードに示された「感染防止の5つの基本」など）や、その時点までに得られた知見も紹介し、参考にしていただく。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨（2/10政府対策本部決定参照）
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、 引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、 換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが 感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

#### (2) 個人や事業者が実施する場合の考え方

- (1) の見直しを踏まえ、個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討する。

#### 〈考慮に当たっての観点〉

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性  
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

### 3. 実施に当たっての考え方②

- 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。政府としては、一律に対応を求めるることはせず、各事業者の判断に資する以下のものを示していく。

<現在行われている対応（例）と今後の考え方等>

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	政府として一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるが、業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。

※特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、院内・施設内等の感染対策に関して、引き続き国から提示・周知していく。

- なお、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられる。